(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百三十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
富士宮市三園平一五二九番地内	前	二六・九五～三三・九八メートル
	後	二六・九五～三三・九八メートル、〇〇・〇〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　藤枝市八幡字西裏六二番一から同市郡字福島九五七番二まで　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十七日

○中部地方整備局告示第二百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十九号　長野県木曽郡南木曽町読書五五四八番一から同郡大桑村大字野尻三一三三番一まで　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十七日

○四国地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十七日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
今治市大西町星浦甲一三番一から同市大西町脇甲一八二五番一五まで	前	九・一六～三七・九三メートル
	後	一三・九三～三四・六六メートル、〇〇・二六二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百九十六号　今治市大西町星浦甲一三番一から同市大西町脇甲一八二五番一五まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十七日

○九州地方整備局告示第二百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二号　伊万里市大坪町字高尾甲一三二四番七から同市大坪町字矢吹谷甲一三三五番二まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十七日

○九州地方整備局告示第二百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 路線名　東九州自動車道
(二) 道路の区域

区間	敷地の幅員延長
佐伯市大字上岡字脇河内二五〇九番一から同市大字上岡字角木二三五六番一まで	一二・五〇～二五七・二〇メートル、〇・六五四キロメートル

(三) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

東九州自動車道　佐伯市大字上岡字北ノ迫二五八七から同市大字上岡字角木二三八二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十七日

○九州地方整備局告示第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十七日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　宮崎広域都市計画道路事業三・四・二十四号木花通線及び三・四・二十二号塩鶴木崎線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月二十七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮崎県宮崎市大字熊野地内

使用の部分　なし